

委託業務に係る最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後 (R2.4.1改正)	改正前
<p>第1条(省略)</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第2条 契約担当者は、委託業務を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。</p> <p>2 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第157条第3項ただし書きに規定する知事が別に定める方法は、委託業務において、開札の時に、<u>入札執行者</u>の使用に係る福井県電子入札システムのプログラムにより算定された電磁的記録を用紙に出力した物を、<u>福井県財務規則第157条第1項</u>の予定価格調書にとじ合わせる方法による。</p> <p><u>(1) 削除</u></p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p>第3条～第5条(省略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成23年7月14日)</p> <p>1 この要領は、平成23年7月15日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第2項および別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の第2条、第3条および別表の規定の例により行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、施行日以前に指名通知を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>	<p>第1条(省略)</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第2条 契約担当者は、委託業務を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。</p> <p>2 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第157条第3項ただし書きに規定する知事が別に定める方法は、<u>次の各号に掲げる適用工事等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 委託業務のうち設計額が5千万円未満のもの 開札の時に、契約担当者の使用に係る福井県電子入札システムのプログラムにより算定された電磁的記録を用紙に出力した物を予定価格調書にとじ合わせる方法</u></p> <p><u>(2) 委託業務のうち設計額が5千万円以上のもの 福井県財務規則第157条第1項の予定価格調書に最低制限価格を併記する方法</u></p> <p>第3条～第5条(省略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成23年7月14日)</p> <p>1 この要領は、平成23年7月15日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第2項および別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の第2条、第3条および別表の規定の例により行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、施行日以前に指名通知を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>

委託業務に係る最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後 (R2.4.1改正)	改正前
<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、施行日以前に指名通知を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成26年7月15日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>3 施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の別表の規定により行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成29年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、施行日以前に指名通知を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成26年7月15日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>3 施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の別表の規定により行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成29年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>

委託業務に係る最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後 (R2.4.1改正)			改正前		
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</u></p>					
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
区分		算出式	区分		算出式
設計	土木	・積算に技術経費を用いていない場合 (直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×4.8/10)	設計	土木	・積算に技術経費を用いていない場合 (直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×4.8/10)
	農林	・積算に技術経費を用いている場合 (直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)		農林	・積算に技術経費を用いている場合 (直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)
	建築 (監理委託を含む。)	(直接人件費+特別経費+技術料等経費×6/10+諸経費×6/10)		建築 (監理委託を含む。)	(直接人件費+特別経費+技術料等経費×6/10+諸経費×6/10)
測量 (用地測量を含む。)		(直接測量費+測量調査費+諸経費×4.8/10)	測量 (用地測量を含む。)		(直接測量費+測量調査費+諸経費×4.8/10)
調査	地質調査	(直接調査費+間接調査費×9/10+解析等調査業務費×8/10+諸経費× <u>4.8</u> /10)	調査	地質調査	(直接調査費+間接調査費×9/10+解析等調査業務費×8/10+諸経費× <u>4.5</u> /10)
	補償調査	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×4.5/10)		補償調査	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×4.5/10)